

医道審議会に設置された 分科会の活動状況について

- 医道分科会 P 1
- 医師分科会 P 2
- 歯科医師分科会 P 4
- 保健師助産師看護師分科会 P 6
- 理学療法士作業療法士分科会 P 8
- あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師分科会..... P 9
- 薬剤師分科会 P 10
- 死体解剖資格審査分科会 P 12

医道審議会医道分科会

1. 所掌事務

医道審議会令（平成 12 年政令第 285 号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 7 条第 4 項及び第 24 条の 2 第 2 項、歯科医師法（昭和 23 年法律第 202 号）第 7 条第 4 項及び第 23 条の 2 第 2 項並びに医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 医道分科会

医師及び歯科医師の行政処分、免許取消処分を受けた者に対する再免許の妥当性について審議するため、年 2 回（9 月・3 月頃）分科会を開催している。

平成 24 年 11 月 14 日に分科会を開催し、医師 37 名、歯科医師 23 名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、医師 25 名、歯科医師 19 名に対する行政処分を行う旨の答申をした。

平成 25 年 2 月 27 日に分科会を開催し、医師法第 4 条（免許の相対的欠格事由）等の該当について検討が必要な事案について審議を行った。

(2) 診療科名標榜部会

平成 20 年 2 月 13 日に部会を開催し、総合科、総合医について審議を行った。

(3) 麻酔科標榜資格審査部会

麻酔科を標榜するためには医療法第 6 条の 6 第 1 項の規定に基づく厚生労働大臣の許可が必要であり、同条第 3 項で医道審議会の意見を聴くこととされていることから、本部会において個別審査を行っている。

（年 3 回、概ね 3 月、7 月、11 月に開催）

- | | | |
|------------|---------------------|-------------|
| ・第 178 回部会 | 平成 24 年 7 月 18 日開催 | 審査対象者 167 名 |
| ・第 179 回部会 | 平成 24 年 11 月 28 日開催 | 審査対象者 119 名 |
| ・第 180 回部会 | 平成 25 年 2 月 22 日開催 | 審査対象者 218 名 |

医道審議会医師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。
医師法第10条第2項及び第16条の2第3項並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 医師分科会

医師国家試験について、試験の施行方針、合否決定等について審議するため、年2回分科会を開催している。

平成24年4月20日に第107回医師国家試験(25年2月実施)の方針決定を行った。

平成25年3月12日に第107回医師国家試験の合否決定、医師国家試験予備試験の方針決定を行った。

(2) 医師臨床研修部会

医師臨床研修部会は、臨床研修病院の指定又は指定の取消に関する審議を行うため、年1回開催し、また、医師臨床研修制度の内容に関する審議を行うため、必要に応じて開催している。

平成24年8月22日に開催した部会においては、臨床研修病院の指定34件、指定の取消40件等の審議を行った。

また、医師臨床研修制度の次回の見直し（平成27年度の研修から適用予定）について、「医師臨床研修制度の評価に関するワーキンググループ」において取りまとめられた「論点整理」をもとに、本部会において、平成25年中を目途に具体的な検討を進めて行くこととしており、平成25年2月21日の部会において審議を行った。

(3) 医師国家試験K・V部会

医師国家試験問題内容の妥当性を確認するため、年1回部会を開催している。

平成25年3月4日に第107回医師国家試験の問題の妥当性について審議を行った。

(4) 医師国家試験事後評価部会

医師国家試験の評価に関する事案が生じた場合に開催予定。

(5) 医師国家試験改善検討部会

医師国家試験の出題方法、内容、形式等について審議するため、概ね4年ごとに部会を開催している。

平成22年12月から平成23年6月までの間に、11回部会を開催し、現行の医師国家試験に関する評価を行うとともに、医師国家試験の合格基準の考え方など、医師国家試験の改善事項について審議を行い、平成23年6月9日に意見をとりまとめ、医道審議会医師分科会に報告した。

(6) 医師国家試験出題基準改定部会

医師国家試験の出題基準の改定について審議するため、概ね4年ごとに部会を開催している。

医師国家試験改善検討部会の報告書を受け、平成23年10月から平成24年4月までの間に4回部会を開催し、出題基準の改定について審議を行い、「医師国家試験出題基準（平成25年版）」をとりまとめ、平成24年4月20日の医道審議会医師分科会に報告した。

(7) 精神保健指定医資格審査部会

精神保健指定医の指定及び取消について審査をするため、年2回（6月及び12月頃）開催している。平成24年6月6日に精神保健指定医指定申請206名についての諮問に対し、175名を指定する答申を行った。平成24年12月4日に精神保健指定医指定申請382名についての諮問に対し、320名を指定する答申を行った。

医道審議会歯科医師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令（平成 12 年政令第 285 号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

歯科医師法第 10 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 3 項の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 歯科医師分科会

歯科医師国家試験について、試験の施行方針、合否決定等について審議するため、年 2 回分科会を開催している。

平成 24 年 4 月 18 日に第 106 回歯科医師国家試験(25 年 2 月実施)の方針決定を行った。

平成 25 年 3 月 7 日に第 106 回歯科医師国家試験の合否決定、歯科医師国家試験予備試験の方針決定を行った。

(2) 歯科医師臨床研修部会

歯科医師臨床研修の臨床研修施設の指定又は指定の取消し及び歯科医師臨床研修プログラム等歯科医師の臨床研修の内容に関することについて、年 2 回程度開催している。

平成 24 年 8 月 21 日に開催した第 1 回部会においては、臨床研修病院の指定を新規指定等 18 件の審査を行うとともに、プログラムの廃止 2 件、プログラム変更 24 件等の報告を行った。

また、平成 24 年 12 月 12 日に開催した第 2 回部会においては、臨床研修施設群構成の変更等 44 件の審査を行うとともに、プログラムの廃止 3 件、プログラム変更 30 件等の報告を行った。

(3) 歯科医師国家試験 K・V 部会

歯科医師国家試験問題内容の妥当性を確認するため、年 1 回部会を開催している。

平成 25 年 2 月 28 日に第 106 回歯科医師国家試験の問題の妥当生について審議を行った。

(4) 歯科医師国家試験事後評価部会

歯科医師国家試験の評価に関する事案が生じた場合に開催予定。

(5) 歯科医師国家試験制度改善検討部会

歯科医師国家試験の出題方法、内容、形式等について審議するため、概ね 4 年ごとに部会を開催している。

平成 23 年 8 月から平成 24 年 4 月までの間に 7 回部会を開催し、現行の歯科医師国家試験を評価するとともに、歯科医師国家試験の合格基準のあり方など、歯科医師国

家試験の改善事項について検討を行い、平成24年4月18日に意見をとりまとめ医道審議会歯科医師分科会に報告した。

(6) 歯科医師国家試験出題基準改定部会

歯科医師国家試験の出題基準の改定について審議するため、概ね4年ごとに部会を開催している。

歯科医師国家試験制度改善検討部会の報告書を受け、平成24年7月から平成25年1月までの間に5回部会を開催し、平成26年（第107回）試験からの運用を目指して、出題基準（ガイドライン）と歯科医師国家試験設計表（ブループリント）の改定作業を行った。平成25年1月18日に改定作業を終了し、平成25年3月7日に医道審議会歯科医師分科会に報告した。

医道審議会保健師助産師看護師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令（平成 12 年政令第 285 号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 保健師助産師看護師分科会

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験について、試験の施行方針、合否判定等を審議するため、年 2 回審議会を開催している。

平成 24 年度においては、平成 24 年 4 月 23 日に保健師助産師看護師国家試験の評価及び翌年の方針、保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会の設置を決定した。また、保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会の報告を行った。

平成 25 年 3 月 8 日に第 99 回保健師、第 96 回助産師及び第 102 回看護師国家試験(25 年 2 月実施)の合否決定を行った。また、保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会の報告を行った。

また、これらのほか、次の審議を行った。

平成 22 年 8 月 20 日に看護師国家試験における用語に関する有識者検討チームとりまとめ（案）について報告され、とりまとめ（案）を第 100 回看護師国家試験に反映することを決定した。

平成 22 年 11 月 11 日に保健師助産師看護師学校養成所指定規則（教育の内容）及び保健師助産師看護師施行規則（試験科目）の改正を決定した。

平成 23 年 4 月 11 日に保健師助産師看護師国家試験の評価及び翌年の方針、保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会の設置を決定した。

(2) 看護師等確保基本指針検討部会

看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針について検討の必要が生じた場合に開催予定。

(3) 看護倫理部会

保健師、助産師及び看護師の行政処分等について審議するため、年 1 回審議会を開催している。

平成 25 年 1 月 25 日に保健師、助産師及び看護師 2 3 名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、保健師、助産師及び看護師 1 7 名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

(4) 保健師助産師看護師国家試験K・V部会

保健師国家試験、助産師国家試験及び看護師国家試験の問題内容の妥当性について検証し、妥当ではなかった問題については採点対象から除外する等の取扱いとすることによって試験問題の質を管理するため、年1回審議会を開催している。

平成25年3月1日に第99回保健師、第96回助産師及び第102回看護師国家試験の問題内容の妥当性について審議を行った。

(5) 保健師助産師看護師国家試験事後評価部会

保健師助産師看護師国家試験の評価に関する事案が生じた場合に開催予定。

(6) 保健師助産師看護師国家試験制度改善検討部会

保健師助産師看護師試験の出題方法、内容、形式等について審議するため、概ね4年ごとに部会を開催している。

平成23年11月から平成24年4月までの間に7回部会を開催し、保健師助産師看護師国家試験における諸課題及び改善すべき事項について検討を行った。計算問題の非選択式形式の導入、保健師及び助産師国家試験における試験問題の増問と試験時間の延長等について意見を取りまとめ、平成24年4月23日の保健師助産師看護師分科会に報告した。

(7) 保健師助産師看護師国家試験出題基準改定部会

保健師助産師看護師国家試験の出題基準の改定について審議するため、概ね4年ごとに部会を開催している。

平成24年7月から平成25年2月までの間に6回部会を開催し、保健師助産師看護師国家試験出題基準の改定を行い、平成25年3月8日の保健師助産師看護師分科会に報告した。

医道審議会理学療法士作業療法士分科会

1. 所掌事務

医道審議会令（平成12年政令第285号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 理学療法士作業療法士分科会

理学療法士作業療法士国家試験について、試験の施行方針、合否決定等について審議するため、年2回分科会を開催している。

平成24年6月4日に第48回理学療法士作業療法士国家試験(25年2月実施)の方針決定を行った。

平成25年3月14日に第48回理学療法士作業療法士国家試験の合否決定を行った。

(2) 理学療法士作業療法士倫理部会

理学療法士及び作業療法士の免許取消又は名称使用停止処分及び再免許の付与について審議するため、年1回倫理部会（3月頃）を開催している。

平成25年3月14日に理学療法士4名、作業療法士1名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、理学療法士4名、作業療法士1名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

(3) 理学療法士作業療法士国家試験出題基準作成部会

理学療法士作業療法士国家試験の出題基準の改定について審議するため、概ね5年ごとに部会を開催している。

平成19年11月から平成20年4月までの間に5回部会を開催し、理学療法士作業療法士国家試験出題基準の改定について審議を行い、平成20年6月23日に医道審議会理学療法士作業療法士分科会に報告した。

医道審議会あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゅう師及び柔道整復師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令（平成 12 年政令第 285 号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）及び柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

平成 21 年 8 月 28 日に審議会を開催し、あん摩マッサージ指圧師養成所の設置計画 2 件について審議を行い、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第 19 条第 1 項に規定する「視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるとき」に該当するため、当該設置計画を認定しないことが適当であるとの結論を得た。

医道審議会薬剤師分科会

1. 所掌事務

医道審議会令（平成 12 年政令第 285 号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

薬剤師法（昭和 35 年法律第 146 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

(1) 薬剤師分科会

薬剤師国家試験について、試験の施行方針、合否決定等について審議するため、年 2 回分科会を開催している。

・平成 24 年 7 月 30 日に第 98 回薬剤師国家試験(25 年 3 月実施)の方針決定を行った。

・平成 25 年 3 月 21 日に第 98 回薬剤師国家試験の合否決定を行った。

また、平成 21 年 12 月 16 日には、第 97 回薬剤師国家試験(24 年 3 月実施)より実施される薬学教育 6 年制課程に対応する新たな試験の実施に向け、薬剤師国家試験制度改善検討部会の報告を踏まえ、試験科目、出題形式、問題数、合格基準等についての改善事項について審議し、「新薬剤師国家試験について」という報告書をまとめた。

(2) 薬剤師倫理部会

薬剤師の行政処分に係る審議を行うために設置。

平成 24 年 8 月 28 日に薬剤師 12 名に対する行政処分の方針について審議を行った。

平成 25 年 2 月 5 日に薬剤師 11 名に対する行政処分について諮問がなされ、審議の結果、薬剤師 9 名に対する行政処分を行う旨の答申がなされた。

(3) 薬剤師国家試験 K・V 部会

薬剤師国家試験の問題内容の妥当性を審議するために、毎年 3 月に部会を開催している。

平成 25 年 3 月 15 日に第 98 回薬剤師国家試験の問題内容の妥当性について審議を行った。

(4) 薬剤師国家試験事後評価部会

薬剤師国家試験の評価を行うため年 1 回部会を開催している。実施後の薬剤師国家試験の評価を行う。

平成 24 年 9 月 3 日に第 97 回薬剤師国家試験(24 年 3 月実施)について評価を行った。

(5) 薬剤師国家試験制度改善検討部会

薬剤師国家試験の出題方法、内容、形式等についての制度改善方策について審議する。平成21年6月18日及び同年12月8日に部会を開催し、第97回薬剤師国家試験(24年3月実施)より実施される薬学教育6年制課程に対応する新たな試験の出題方法、内容、形式等について審議した。

(6) 薬剤師国家試験出題基準改定部会

薬剤師国家試験の出題基準改定について審議する。平成21年12月から平成22年9月までの間に4回部会を開催して審議を行い、薬学教育6年制課程に対応した、「薬剤師国家試験出題基準」を取りまとめた。

医道審議会死体解剖資格審査分科会

1. 所掌事務

医道審議会令（平成 12 年政令第 285 号）により設置され、所掌事務は以下のとおり。

死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること

2. 活動状況

死体解剖資格の認定、取消について審議するため、年 2 回（会合審査 1 回、書類審査 1 回）分科会を開催している。

平成 24 年 12 月 25 日に 100 名の死体解剖資格認定について諮問がなされ、審議の結果、94 名に対して認定を行う旨の答申がなされた。